

「ハローワークインターネットサービスにおける求人者マイページ及び求職者マイページの利用規約」

第1条（目的）【求人者・求職者共通】

求人者マイページは、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）及びハローワークインターネットサービスを利用して、求職者の募集・採用選考活動を行うことを希望する求人者を対象に、ハローワークへの事業所登録・求人申込み手続き、求人・応募者の管理等のサービスを提供することを目的とします。

求職者マイページは、ハローワーク及びハローワークインターネットサービスを利用して求職活動を行うことを希望する方を対象に、求人情報の検索、活動履歴の確認、求人者とのオンライン上での連絡手段の提供等のサービスを提供することを目的とします。

第2条（利用対象者）【求人者・求職者共通】

(1) 求人者マイページは、ハローワーク及びハローワークインターネットサービスを利用して、求職者の募集・採用選考活動を行うことを希望する求人者（原則として雇用保険適用事業所単位。以下同じ。）が対象となり、必要な開設手続きを経て利用できるようになります。

(2) 求職者マイページは、ハローワーク及びハローワークインターネットサービスを利用して求職活動を行うことを希望する方が対象となり、必要な開設手続きを経て利用できるようになります。

ただし、中学校、中等教育学校及び高等学校在学中の生徒（夜間・定時制及び通信制の生徒が通学しながら就職活動をする場合などを除く。）は、求職者マイページの開設はできません。学校を通じてハローワークで求職申込みを行う必要があります。

また、外国人（特別永住者を除く。）が求職者マイページを利用する場合には、適正な在留資格と在留期間である必要があります。

第3条（定義）【求人者・求職者共通】

(1) 「求人者マイページ」とは、厚生労働省職業安定局がハローワークインターネットサービスにより求人者ごとの募集・採用選考活動のために提供するサービスの総称をいいます。個々の求人者は、求人者マイページの登録によって、ハローワークに求人を申し込む、募集・選考活動に必要な情報（求職情報検索、求人者向けのメッセージ等）を閲覧する等により、自らの募集・採用選考活動を管理することができます。

(2) 「求職者マイページ」とは、厚生労働省職業安定局がハローワークインターネットサービスにより求職者個人ごとの求職活動のために提供するサービスの総称をいいます。個々の求職者は、求職者マイページの登録によって、求職活動に必要な情報（求人情報検索、求職者向けのメッセージ等）の閲覧、求人への応募等により、自らの求職活動を管理することができます。

(3) 「求人者」とは、ハローワークに事業所情報を登録し、求人申込みを行った者をいいます。求人者及び求人者になろうとする者は、求人者マイページを開設・利用することができます。

- (4) 「求職者」とは、(5)の「ハローワーク利用登録者」及び(6)の「オンライン登録者」の総称をいいます。
- (5) 「ハローワーク利用登録者」は、ハローワークが提供するさまざまなサービスや就職支援（職業相談、職業紹介、個別支援、就職支援セミナー等）（以下「ハローワークの各種支援」という。）を利用することを前提に、ハローワークとの相談により求職登録情報の確認などを受けて求職登録をした者をいいます。ハローワーク利用登録者は、ハローワークの各種支援を利用できるとともに、ハローワークインターネットサービス上での求人情報の閲覧、ハローワークからの情報提供の受信、オンラインハローワーク紹介サービスの利用、求人への直接応募、応募した求人者との求職者マイページ上での連絡等ができます。
- (6) 「オンライン登録者」は、ハローワークインターネットサービス上で求職登録をし、ハローワークから求職登録情報の確認などを受けていない者をいいます。ハローワークインターネットサービス上での求人情報の閲覧、求人への直接応募、応募した求人者との求職者マイページ上での連絡等ができます。オンライン登録者の求職申込み先ハローワークは居住地（郵便番号）に応じて決定し、求職者マイページ上で「利用安定所名」欄に表示されます。ハローワークの各種支援を利用するためにハローワークに相談等することで「ハローワーク利用登録者」に求職区分が切り替わり、「ハローワーク利用登録者」が利用できるサービスが利用できるようになります（ハローワーク利用登録者からオンライン登録者に戻ることはできません）。

第4条（求人者マイページの開設）【求人者関係】

- (1) 求人者マイページを開設・利用するためには、ログインアカウントとして事業所のメールアドレスが必要となります。また、1つの求人者マイページについて、最初に設定したログインアカウント（メールアドレス及びパスワード）に、追加アカウント（別のメールアドレスとパスワード）を10個まで登録することができます（以下、最初に設定したログインアカウント及び追加設定したアカウントをあわせて「求人者アカウント」とする。）。求人者アカウントについては、当該求人者マイページを開設した事業所（以下「求人者マイページ利用者」という。）の責任で管理し、第三者に開示、または利用させてはならないものとします。ただし、求人者アカウントを社会保険労務士等法令により求人の申込みの事務代理を行うことが認められた者に対し、契約により本目的の利用のために利用させる場合は、求人申込みの事務代理に必要な範囲での利用について、この限りではありません。なお、これにより生じた損害及び第三者との間で生じた紛争、被害については当事者間で解決するものとし、厚生労働省職業安定局、都道府県労働局及びハローワークは一切の責任を負いません。
- (2) 求人者マイページ利用者は、求人者アカウントが不正に利用される可能性がある場合は、直ちにハローワークインターネットサービスに掲載している厚生労働省職業安定局が設置する「ヘルプデスク」に報告することとします。
- (3) 求人者マイページの開設手続後、求人者マイページ利用者は、求人者マイページによるサービスを利用できるものとします。
- (4) 求人者マイページ利用者は、本利用規約及びプライバシーポリシーの内容をすべて承認したものとします。

第5条（求職者マイページの開設）【求職者関係】

- (1) 求職者マイページを開設・利用しようとする者は、ログインアカウントとして求職者個人のメールアドレスが必要となります。求職者マイページのログインアカウント（メールアドレス及びパスワード）（以下「求職者アカウント」という。）については、当該求職者アカウントにより求職者マイページを開設した求職者（以下「求職者マイページ利用者」という。）の責任で管理し、第三者に開示、または利用させてはならないものとします。
- (2) 求職者マイページ利用者は、求職者アカウントが不正に利用される可能性がある場合は、直ちにハローワークインターネットサービスに掲載している厚生労働省職業安定局が設置する「ヘルプデスク」に報告することとします。
- (3) 求職者マイページの開設手続後、求職者マイページ利用者は、求職者マイページによるサービスを利用できるものとします。ハローワーク利用登録者とオンライン登録者では利用できるサービスが異なります。
- (4) 求職者マイページ利用者は、本利用規約及びプライバシーポリシーの内容をすべて承認したものとします。

第6条（求人者マイページ利用者の責任等）【求人者関係】

- (1) 求人者マイページ利用者は、自らの意思及び責任をもって、求人者マイページを開設し、厚生労働省職業安定局が示す方法に従って利用するものとします。
- (2) 求人者マイページ利用者が求人者マイページに登録している求人情報等は、すべて求人者マイページ利用者自らがその内容が正確であること、虚偽の内容を含まないこと、最新の内容とすること等一切につき責任を負うものとします。
- (3) 求人者マイページ利用者は、以下について予め了承の上、求人者マイページを利用するものとします。
 - ・ 求人無効日から5年以内に求人申込みをしない限り、原則として求人者マイページ（求人者マイページ内の登録情報を含む。）は削除されること（事業所登録を廃止している場合に限る。）。
 - ・ 求職者との間の送受信メッセージは、送受信後1年経過すると消去されること。
 - ・ 有効中の求人がない場合は、求人者マイページの一部機能を利用できないこと（第10条）。
 - ・ 障害者である新規高等学校卒業（予定）者の紹介・採用を希望する場合等においては、申込み済みの求人について、手続きの関係上、ハローワークにおいて求人区分が異なる求人として受理する場合があります、その際は当該求人が求人者マイページ上に表示されること。
- (4) 求人者マイページ利用者は、求人者マイページについて、採用の確実性を保証するものではないことを予め了承の上、利用するものとします。
- (5) 求人者マイページ利用者は、求人者マイページの開設をもって、ハローワークから、求人者マイページ及び求人者アカウントに登録したメールアドレスあてに、個別サービスの利用案内（面接会の勧奨やセミナー情報の通知等）その他の情報を受け取ることがあること及び求人者マイページの利用状況（保存した求職検索条件、応募受付履歴等。ただし、求職者との送受信メッセージを除く。）をハローワークが閲覧・共有できることを予め承諾するものとします。

(6) 求人者マイページ利用者は、求人者マイページを、第1条の目的の範囲内で利用するとともに、以下の①から⑦までを行ってはならないものとします。

- ① 虚偽の情報や自己に関する情報ではない情報を登録する行為
- ② 著作権、商標権、プライバシー権、氏名権、肖像権、名誉等の他人の権利を侵害する行為
- ③ 個人や団体を誹謗中傷する行為
- ④ 営利を目的とした登録及び情報提供等の行為
- ⑤ 厚生労働省等又は第三者に不利益を与える行為
- ⑥ ハローワークインターネットサービスの運営を妨げる行為
- ⑦ その他、厚生労働省職業安定局が不相当と判断する行為

(7) 上記(6)に加え、ハローワークにおける職業紹介業務の運営を妨げるおそれのある行為を行った求人者マイページ利用者及び本利用規約に定める事項に違反した求人者マイページ利用者に対しては、ハローワークは求人者マイページによるサービスの提供を停止することがあります。

(8) 求人者マイページ利用者は、事業所を同一のハローワークの管内で移転等する場合、求人者マイページ上で住所変更を含めた変更処理をすることにより、ハローワークに変更に関する仮登録を行うことができ、引き続き移転等の前と同様に求人者マイページを使用することができますが、事業所の移転、ハローワークの管轄変更等により、事業所所在地を管轄するハローワークが変更となる場合は、求人者マイページ上の変更処理では対応できず、新たな事業所所在地を管轄するハローワークでの処理が必要となることについて、予め了承するものとします。

また、事業所の移転、ハローワークの管轄変更等に伴い事業所所在地を管轄するハローワークが変更となる場合には、事業所番号等が変更となるため、変更前の求人者マイページ上での応募者管理、求人一覧等の情報が引き継がれないことについて、予め了承するものとします。

(9) 求人者マイページに関し、求人者アカウント漏洩その他セキュリティ上の問題が疑われた場合は、求人者マイページ利用者は、事前の連絡無く求人者マイページの利用停止、求人者アカウントの削除ほかセキュリティ上必要な処理を行うことがあることについて、予め了承するものとします。また、厚生労働省職業安定局、都道府県労働局又はハローワークからセキュリティに関する必要な確認や対応の依頼があった場合はこれに従うこととし、セキュリティ上の課題が解決できない場合は、厚生労働省職業安定局、都道府県労働局又はハローワークが求人者マイページの利用停止、求人者アカウントの削除ほかセキュリティ上必要な処理を行うことがあることについて、予め了承するものとします。

第7条（求職者マイページ利用者の責任等）【求職者関係】

(1) 求職者マイページ利用者は、自らの意思及び責任をもって、求職者マイページを開設し、厚生労働省職業安定局が示す方法に従って利用するものとします。

(2) 求職者マイページ利用者が求職者マイページに登録している求職情報等は、すべて求職者マイページ利用者自らがその内容が正確であること、虚偽の内容を含まないこと、最新の内容とすること等一切につき責任を負うものとします。

(3) 求職者マイページ利用者は、以下について予め了承の上、求職者マイページを利用するものとします。

- ・ 求職無効日から5年以内に改めて求職の申込みをしない限り、求職者マイページ（求職者マイページ内の登録情報を含む。）は削除されること。この削除の後、再度、求職者マイページを利用しようとする場合は、第5条に定める求職者マイページの開設を改めて行う必要があること。
 - ・ 求人者との間の送受信メッセージは、送受信後1年経過すると消去されること。
 - ・ 求職登録が無効の間（障害者として求職登録を行った場合、無効に準じる場合を含む）、求職者マイページの一部機能を利用できないこと（第10条）。
 - ・ ハローワーク等から連絡をとる必要がある場合、登録された電話番号に連絡することがあること。
 - ・ オンラインハローワーク紹介等によりハローワークから職業紹介を受ける場合に、求職者マイページに送付される求人情報がある場合は、求職者マイページへの求人情報の送付をもってハローワークからの求人条件の明示とすること。
- (4) 求職者マイページ利用者は、求職者マイページについて、採用の確実性を保証するものではないことを予め了承の上、利用するものとします。
- (5) 求職者マイページ利用者は、求職者マイページの開設をもって、求職者マイページ又は求職者アカウントに登録したメールアドレスあてに、ハローワークからの個別サービスの利用案内（面接会の勧奨やセミナー情報の通知等）その他の連絡を受け取ることがあること及び求職者マイページの利用状況（保存した求人検索条件や求人情報、応募履歴（志望動機、応募書類、求人者との送受信メッセージ等を除く。）、ブロック情報、最終ログイン日・退会日等）をハローワークが閲覧・共有できることを予め承諾するものとします。
- (6) 求職者マイページ利用者は、求職者マイページを、第1条の目的の範囲内で利用するとともに、以下の①から⑦までを行ってはならないものとします。
- ① 虚偽の情報や自己に関する情報ではない情報を登録する行為
 - ② 著作権、商標権、プライバシー権、氏名権、肖像権、名誉等の他人の権利を侵害する行為
 - ③ 個人や団体を誹謗中傷する行為
 - ④ 営利を目的とした登録及び情報提供等の行為
 - ⑤ 厚生労働省等又は第三者に不利益を与える行為
 - ⑥ ハローワークインターネットサービスの運営を妨げる行為
 - ⑦ その他、厚生労働省職業安定局が不相当と判断する行為
- (7) 上記(6)に加え、ハローワークにおける職業紹介業務の運営を妨げるおそれのある行為を行った求職者マイページ利用者及び本利用規約に定める事項に違反した求職者マイページ利用者に対しては、ハローワークは求職者マイページによるサービスの提供を停止することがあります。
- (8) 求職者マイページからオンライン自主応募を行ったものの面接不参加（求人者に応募辞退の連絡を行わずに面接に参加しなかったものとして、求人者から報告があった場合）の回数が3か月間で5件を超えた場合、自動的に求職者マイページの一部機能の利用制限が課されます。利用制限を解除するためにはハローワークに来所する必要があります。ハローワーク職員等が利用制限を解除することが適当と判断した場合に解除されます。
- また、繰り返し本項の利用制限を受けた場合は、ハローワークは、求職者マイページによるサービスの提供を停止することがあります。

- (9) 求職者マイページ利用者は、ハローワークの管轄変更があり、マイページの利用安定所が変更される場合、別途定める期間内にハローワークに連絡し、ハローワークが指定する手続きを行う必要があることについて、予め了承するものとします。なお、別途定める期間経過後までに当該指定された手続きを行わない場合、以後、マイページにログイン不可となり、それまでの記録も含めて利用できなくなることについて、了承するものとします。
- (10) 求職者マイページ利用者は、不法就労を防止する観点から、外国人（特別永住者である方を除く）の場合、「在留資格等」欄に、
- ・ 在留カードの表面の「在留資格」、「在留期間（満了日）」の欄に記載されている事項
 - ・ 在留カードの裏面の「資格外活動許可欄」の欄に記載がある場合は「資格外活動許可あり」と入力をして利用することについて、了承するものとします。
- 上記事項の入力が無いことをハローワーク職員等が把握した場合、求職者マイページによるサービスの提供を停止することがあります。
- (11) 求職者マイページに関し、求職者アカウント漏洩その他セキュリティ上の問題が疑われた場合は、求職者マイページ利用者は、事前の連絡無く求職者マイページの利用停止、求職者アカウントの削除ほかセキュリティ上必要な処理を行うことがあることについて、予め了承するものとします。また、厚生労働省職業安定局、都道府県労働局又はハローワークからセキュリティに関する必要な確認や対応の依頼があった場合はこれに従うこととし、セキュリティ上の課題が解決できない場合は、厚生労働省職業安定局、都道府県労働局又はハローワークが求職者マイページの利用停止、求職者アカウントの削除ほかセキュリティ上必要な処理を行うことがあることについて、予め了承するものとします。

第8条（求人者マイページによる事業所仮登録・求人仮登録）【求人者関係】

- (1) ハローワークへの求人申込みに先だって、事業所登録を行う必要があります。この手続きは、事業所所在地を管轄するハローワークへ直接来所して手続きする方法のほか、ハローワークインターネットサービス上で求人者マイページ開設手続きとともに事業所仮登録の手続きを行う方法があります。ハローワークインターネットサービス上で事業所仮登録を行った場合は、ハローワークが仮登録の内容確認等を行って本登録の処理を行います。
- (2) ハローワークへの求人申込みについては、事業所所在地を管轄するハローワークへ直接来所して申し込む方法のほか、求人者マイページから求人仮登録の手続きを行うことによって行うことができます。求人者マイページから求人仮登録を行った場合は、ハローワークが仮登録の内容確認等を行って本登録の処理を行います。
- なお、求人者マイページからの求人仮登録と（1）の事業所仮登録は、同時に行うことができます。
- (3) 求人者マイページからの事業所仮登録又は求人仮登録を行った場合、ハローワークは内容の確認の過程で、事業所への訪問、内容確認のための連絡、追加資料の提出等を依頼することがあります。これらの場合には速やかに対応するものとし、対応のない場合は本登録ができないことを了承するものとします。
- (4) 求人者マイページを利用して申し込むことができる求人は、全区分（一般求人、大卒等求人、高卒求人、季節求人、出稼ぎ求人）となり、一般求人及び大卒等求人には、障害者求人も含ま

れます。上記（１）～（３）は、求人区分に関わらず、全ての求人申込みにおいて同じ手続きを行います。

第9条（求職者マイページによる求職登録）【求職者関係】

- （１）求職者マイページのサービスを利用して求職活動を行うためには、求職登録と求職者マイページの開設が必要です。求職登録には、ハローワークの各種支援を利用することを前提に、ハローワークとの相談を経て求職登録をして「ハローワーク利用登録者」となる方法と、ハローワークの利用前にハローワークインターネットサービス上でマイページ開設とあわせて求職登録をして「オンライン登録者」となる方法があります。
- （２）求職者マイページの開設とあわせて求職登録をする場合は、ハローワークインターネットサービス上で必要事項を入力して登録します。この時点ではハローワークによる内容の確認はありません。
- （３）ハローワークインターネットサービスに加え、ハローワークの各種支援を利用するため、ハローワーク利用登録者に変更したい場合は、ハローワークに相談し、変更の際して活用しようとするハローワークの支援策等に応じてハローワークが求める事項に対応することが必要です。

第10条（求人・求職の有効期間）【求人者・求職者共通】

- （１）求人の有効期間は、求人申込みをハローワークにおいて受理した日の属する月の翌々月の末日（求人を受理した日から2か月経過後の月末）としています。有効期間を経過すると、原則無効となります。求人者が求人の有効期間の延長を希望した場合等には、1回に限り1か月延長されます。また、充足等により求人を取り消した場合に無効となります。

大卒等求人の有効期間は、求人申込みをハローワークにおいて受理した日に関わらず、当該年度の3月末日までとなります（翌年度に卒業する学生を対象とする求人の場合には、求人申込みを行った日の属する年度の翌年度の3月末日までとなります。）。また、充足等により求人を取り消した場合に無効となります。

高卒求人の有効期間は、求人申込みをハローワークにおいて受理した日に関わらず、当該求人の対象となる卒業生の翌年度に卒業する者を対象とする求人の学校における求人申込みの受付開始日の前日までとなります。また、充足等により求人を取り消した場合に無効となります。

- （２）求職者（「ハローワーク利用登録者」及び「オンライン登録者」）の求職の有効期間は、原則として求職登録を行った日の属する月の翌々月の末日（登録した日から2か月経過後の月末）としています。有効期間を経過すると、原則無効となります。また、ハローワークの職業紹介やオンライン自主応募等により就職が決定した場合や求職の取消を申し出た場合等に無効となります。

求職の有効期間満了前（有効期間の終了月）に求職者が、ハローワークに来所してハローワークの支援の継続を申し出た場合（職業相談や職業紹介を受けた場合を含む。）又はオンライン自主応募をした場合には、1か月単位で延長されます。なお、雇用保険受給者及び職業訓練受講者は、失業の認定又は訓練を受講している間は、原則として継続の申し出があったものとみなし、1か月単位で延長されます。

ただし、上記有効期間に係る取扱いは、障害者（ハローワーク利用登録者）として求職登録を行った場合を除きます。

大卒等求職者については、卒業年度の3月末時点で有効である求職者は、3月末で大卒等求職者としての有効期限が切れ、4月からは一般求職区分に切り替わります。

第11条（オンラインハローワーク紹介とオンライン自主応募）【求人者・求職者共通】

- (1) 「オンラインハローワーク紹介」とは、求職者マイページ利用者のうち、「ハローワーク利用登録者」を対象に、ハローワークがオンラインで職業紹介を行うものをいい、ハローワークの職業紹介の一形態となります。求人者は、採用選考後、求職者に採否結果を伝えるとともに、ハローワークに対しては求人者マイページから採否結果を入力するものとします。
- (2) 「オンライン自主応募」とは、求職者マイページ利用者が、求職者マイページから求人者マイページを通じて求人（「オンライン自主応募を受け付ける」とした求人に限る。）に直接応募するものをいいます。「オンライン自主応募」は求職者の自主的な求職活動であり、ハローワークの職業紹介を介さない応募方法となります。求人者は、採用選考後、求職者に対して採否結果を伝えるとともに、ハローワークに対して求人者マイページから採否結果を入力するものとします。
- (3) オンラインハローワーク紹介を受けての応募又はオンライン自主応募は、求職者マイページ利用者が応募した時点で求人者マイページに応募通知が届くとともに応募者の氏名等の情報が確認できるようになります。また、応募者が求職者マイページ上にアップロードした、自身が作成した応募書類（履歴書、職務経歴書、ジョブ・カード等）は求人者マイページに送付されます。当該応募書類は、求職者が応募から24時間以内に応募取消を行った場合又は求人者が選考結果を登録した場合、若しくは求人無効日の翌々々月末日時点で求職者マイページ及び求人者マイページから自動削除されます。また、アップロードされた応募書類を求人者マイページからダウンロード等した場合は、求人者は、これを自らの責任で削除・廃棄するものとします。
- (4) オンラインハローワーク紹介又はオンライン自主応募について、求職者マイページ上から応募した際、システム内で反映され、求人者への応募手続きが完了するまで一定の時間がかかることがあります。また、応募後に応募を取りやめようとする場合、応募完了から24時間以内であればマイページから取り消すことができます。24時間を超過している場合は、応募者は、求人者に電話等により、応募を取りやめる旨を連絡するものとします。応募取り消しの連絡を受けた求人者は、求人者マイページからハローワークに対して選考結果として応募辞退の連絡があった旨を通知するものとします。
- (5) 求職者マイページ利用者が同時に行うことができるオンライン自主応募は、15件まで（選考結果が登録されたものや応募取消したものは除きます。）とし、同一の求人に再度応募することはできません。
- (6) 求職者の区分（ハローワーク利用登録者／オンライン登録者）に関係なく、オンライン自主応募により応募して採用された場合は、求職者は、受給に当たりハローワークの職業紹介が必要な手当等（※）は受給できません。また、再就職手当及び就業手当については、受給資格に係る離職理由により給付制限を受けた場合、待期間満了後1か月間は、ハローワーク又は職

業紹介事業者等の紹介により就職したことが必要ですが、オンライン自主応募は当該紹介には該当しないことから受給できません。

(※ 令和3年10月1日時点では、常用就職支度手当、移転費、広域求職活動費となります。今後、受給に当たりハローワークの職業紹介が必要な手当等の新設・廃止・変更等があった場合は、あわせて変更となることがあります。)

(7) 求職者の区分(ハローワーク利用登録者/オンライン登録者)に関係なく、オンライン自主応募により応募した者を採用した場合は、求人者は、当該採用についてハローワーク又は職業紹介事業者等の職業紹介を支給要件とする助成金(※)の支給対象とはなりません。

(※ 令和3年10月1日時点では、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金となります。今後、受給に当たりハローワークの職業紹介が必要な助成金等の新設・廃止・変更等があった場合は、あわせて変更となる場合があります。)

(8) 求職者の区分(ハローワーク利用登録者/オンライン登録者)に関係なく、オンライン自主応募を行う者及びオンライン自主応募を受け付けることとしている求人者は、当該オンライン自主応募に伴って生じるトラブル等(ハローワークの受理求人に記載内容に関するものを除く)については、ハローワークがその応募に介在していないことから、当事者同士で対応することについて、あらかじめ了承するものとします。

第12条(求職公開と求人者による直接リクエスト)【求人者・求職者共通】

- (1) 「求職公開」とは、求職者が希望する場合に、希望する職種等の条件や経験した主な仕事、所持している免許・資格等の情報を公開し、求人者がこれらの情報を確認して、採用を検討したい求職者に、求人者から連絡をとる(以下「リクエスト」という。)ことができるようにするものです。また、求職公開を行う求職者は、ハローワークが、登録された「求職公開情報」を活用し、求人開拓等のハローワークの職業紹介業務の推進に活用することができることについて、予め了承するものとします。
- (2) 求職者が求職者情報を公開することを希望した場合、求職公開において提供する情報は「希望する仕事」、「希望勤務地」、「学歴」、「免許・資格」の各欄の内容が必ず公開されるほか、「希望就業形態」、「希望勤務時間」、「希望休日・週休二日制」、「UIJターン希望」、「転居の可否」、「海外勤務の可否」、「希望賃金」、「訓練受講歴」、「普通自動車運転免許」、「PCソフト・PCスキル」、「専門知識・技能・能力の内容」、「アピールポイント」、「経験した主な仕事」、「その他特記事項」、障害のある方の場合には「障害の種類等」欄については、公開の可否を選択して公開することができます。また、内容は求職者マイページから確認・変更できます。
- (3) 求職者が、自ら、公開することとした欄に前職の職場の名称、個人を特定できる情報、他者に不利益になる情報等を記載した場合、そのまま公開されます。求職公開を利用する求職者は、公開前に、自らの責任で公開内容を確認するとともに、公開した内容により生じた不利益について自ら責任を持つことについて予め了承するものとします。
- (4) 求職者マイページを開設していない求職者も「求職公開」を行うことが可能です。当該「求職公開」に対するリクエストは、求人者とハローワークが相談及び内容等を確認の上、ハローワークが対象となる求職者の方に連絡して行います。

- (5) 求職者マイページを開設している求職者の「求職公開」の場合は、(4)と同様にハローワークから連絡する場合のほか、求職者マイページに求人者（求人者マイページを開設し、かつ、オンライン自主応募を可としている求人に関する場合に限る。）から直接連絡をすること（以下「直接リクエスト」という。）ができます。直接リクエストの場合、求人者は、対象求職者のマイページにメッセージ及び対象求人情報を送付でき、これを受けた求職者は、内容を確認の上、応募する場合は第11条に規定する「オンライン自主応募」により応募することができます。直接リクエストを行う求人者及び「オンライン自主応募」により応募する求職者は、ハローワーク等の紹介を条件とする手当や助成金等の支給対象とならないことについて、予め了承するものとします。
- また、直接リクエストを受けた求職者が希望する場合は、リクエストされた求人に関する疑問や応募するか否か等について、ハローワークに相談の上決定し、ハローワークの紹介を受けて応募することがあります。
- (6) 求人者が1つの求人について行うことができる直接リクエストは10件までとなります。また、1つの求人での同一の求職者への直接リクエストは1回までとなります。一度行った直接リクエストは撤回できません。
- (7) 直接リクエストは求職者が辞退するか、直接リクエストがなされた日の翌日から起算して7日を経過した時点で辞退扱いとなります。また、マイページを開設している求職者は、直接リクエストがあった求人者について、希望に応じて、以後の直接リクエストをブロックすることができます。
- (8) 求人者及び求職者は、求職公開及びこれに対する採用を検討したい求職者の選定・連絡並びにこれに応じた求職者の応募については、ハローワークが確認する場合及び直接リクエストの場合のいずれについても、採用の確実性を保証するものではないことを予め了承の上利用するものとします。

第13条（退会）【求人者・求職者共通】

- (1) 求人者マイページは、求人者マイページから退会の申込みを行うことができます。退会後には、求人者マイページにログインできなくなり、求人者アカウント、検索条件、送受信メッセージ等の情報は全て削除されます。ただし、退会后30日間に限り、求人者マイページの開設にあたり登録したログインアカウント（メールアドレス及びパスワード）により、マイページの利用を再開できます。
- 退会の手続きを行わない場合でも、求人者マイページ内の求人の求人無効日から5年経過すると、原則として求人者アカウントや検索条件等の情報は自動的に削除されます（事業所登録を廃止している場合に限る。）。この削除の後、再度、求人者マイページを利用しようとする場合は、第4条に定める求人者マイページの開設を改めて行う必要があります。
- なお、選考結果を登録していないオンライン自主応募案件がある場合は退会できません。
- (2) 求職者マイページは、求職者マイページから退会の申込みを行うことができます。退会後には、求職者マイページにログインできなくなり、求職者アカウント、保存した検索条件や求人情報、送受信メッセージ等の情報は全て削除されます。ただし、退会后30日間に限り、同一の求職者アカウントにより、マイページの利用を再開できます。

退会の手続きを行わない場合でも、求職無効日から5年経過すると、求職者アカウントや検索条件等の情報は自動的に削除されます。この削除の後、再度、求職者マイページを利用しようとする場合は、第5条に定める求職者マイページの開設を改めて行う必要があります。

なお、応募中のオンライン自主応募案件がある場合は退会できません。

オンライン登録者の場合は、退会と同時に求職が無効となります。

第14条（利用に当たっての留意点）【求人者・求職者共通】

視覚に障害のある方は「音声読み上げ」機能を利用することにより、求人者マイページ及び求職者マイページを利用することができます。

第15条（システム・セキュリティの確保）【求人者・求職者共通】

求人者マイページ及び求職者マイページの利用に当たっては、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アンチウイルスソフトウェアの不正プログラムの定義ファイルを常に最新の状態に維持し、不正プログラムの自動検査機能を有効にすること。
- (2) セキュリティに関する脆弱性への対策を行っていないOSや閲覧ソフト等を利用しないこと。
- (3) その他、ハローワークインターネットサービスのシステム又はセキュリティに支障又は危険を及ぼす可能性のある一切の行為を行わないこと。

第16条（個人情報の取扱い）【求人者・求職者共通】

求人者マイページ利用者及び求職者マイページ利用者は、求人者マイページ及び求職者マイページについて、適用のある法令に則り個人情報を取り扱うものとします。また、厚生労働省職業安定局は、プライバシーポリシーに則り個人情報を取り扱うものとします。

第17条（メンテナンス作業の実施）【求人者・求職者共通】

厚生労働省職業安定局は、ハローワークインターネットサービスの安定的実施等のため、求人者マイページ及び求職者マイページを一時的に停止し、メンテナンス作業等を行うことができます。

メンテナンス作業等を実施する場合は、厚生労働省職業安定局が定める方法により予め求人者マイページ利用者及び求職者マイページ利用者に周知するものとしますが、緊急のシステム障害等のため、事前予告なしにメンテナンス作業を実施する場合があります。

第18条（属性情報等の集計及び利用）【求人者・求職者共通】

厚生労働省職業安定局は、求人者マイページ及び求職者マイページの円滑な運営のため、求人者マイページ利用者及び求職者マイページ利用者が登録した情報やサービスの利用状況等を、個人を特定できないよう加工した統計情報として集計及び分析できるものとします。

第19条（免責事項及び損害賠償責任等）【求人者・求職者共通】

- (1) 求人者マイページ及び求職者マイページを利用したこと、求人者マイページ及び求職者マイページの利用制限、利用不可・サービス提供の停止、退会、メンテナンス作業による停止、サービスの変更・廃止、求職者マイページに登録された求職情報が正確ではないこと、並びにハローワークインターネットサービスに掲載された求人情報がサイトポリシーに違反する形で転載・利用されたことその他これらに関連する事由により発生した損害及び利用者が第三者に与えた被害について、厚生労働省職業安定局、都道府県労働局及びハローワークは一切責任を負わず、本サービスを利用する求人者及び求職者に対し、損害を賠償する義務はないものとします。
- (2) 求人者アカウント及び求職者アカウントを第三者に不正に利用されたこと及び第15条に基づくセキュリティ対策を講じていなかったことにより、求人者マイページ利用者又は求職者マイページ利用者が本サービスを利用する求人者、求職者、その他の第三者に与えた損害について、厚生労働省職業安定局、都道府県労働局及びハローワークは一切の責任を負わず、損害を賠償する義務はないものとします。
- (3) 外部からのサイバー攻撃や災害、停電などにより求人者マイページ利用者又は求職者マイページ利用者に損害が発生しても厚生労働省職業安定局、都道府県労働局及びハローワークは一切責任を負わず、損害を賠償する義務はないものとします。
- (4) 求職者マイページ利用者及び求人者マイページ利用者が、厚生労働省職業安定局、都道府県労働局又はハローワークその他の第三者に損害を生じさせた場合には、当該利用者は直ちにその損害を賠償するものとします。

第20条（利用規約の改定）【求人者・求職者共通】

厚生労働省職業安定局は、厚生労働省職業安定局の裁量によりいつでも本利用規約を改定することができるものとし、厚生労働省職業安定局が改定後の本利用規約をハローワークインターネットサービスへの掲載その他の方法により求人者マイページ利用者及び求職者マイページ利用者に告知したとき（厚生労働省職業安定局が改定後の本利用規約の発効日を別途設定した場合はその日）に効力を生じます。その後求人者マイページ利用者及び求職者マイページ利用者が本サービスを利用した場合、当該利用者は改定後の本利用規約に同意したものとみなします。

第21条（その他）【求人者・求職者共通】

求人者マイページ及び求職者マイページに関し、本利用規約に定めない事項は、厚生労働省職業安定局が定めるところによります。

また、厚生労働省職業安定局は、ハローワークインターネットサービスへの掲載その他の方法により、いつでも求人者マイページ及び求職者マイページの実施について全部又は一部の変更や廃止を行うことができるものとします。

第22条（準拠法及び合意管轄裁判所）【求人者・求職者共通】

- (1) 本利用規約には、日本法が適用されるものとします。
- (2) 本サービスの利用に関する紛争は、求人申込み又は求職申込みを行ったハローワークを管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

最終改定：2024年1月9日